

水質汚濁防止法第3条第3項に基づく上乗せ条例の見直しに係る事前意見と対応

No.	資料番号、頁	意見等	事務局回答	委員名	担当課室
1	資料 1-2	<p>六価クロムのこれまでに福島県では、特別水域等を指定した実績はないとのことなので、上乗せ排水基準として機能しているのは、その他の水域に対する上乗せ排水基準のみなのが現状。したがって、①<u>今回の見直しで、事実上、福島県では上乗せ排水基準の適用先はなくなることになる、という認識でよいか。</u>本来、上乗せ排水基準は、「地域の状況から法の排水基準では人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でない認められる区域があるとき」に設定するものであることから、②<u>今回の見直しは、特別水域等を対象とした上乗せ排水基準のみを設定しておくことで十分、という考え方に変わったということか。</u><u>その他の水域等に対して、従来と同じ考え方で、法の定める新たな排水基準0.2 mg/Lより厳しい、③例えば0.1 mg/Lの上乗せ排水基準を設定する考えはないか。</u>0.1 mg/L とすると、<u>順守が困難な産業があるか。</u></p>	<p>①六価クロムについては、電気めっき業の経過措置の期間を除き、条例の上乗せ排水基準はなくなります。</p> <p>②また、過去5年（平成30年度～令和4年度）の公共用水域の水質調査で、六価クロム化合物が環境基準の0.02mg/L以下です。法の基準を遵守することで、公共用水域の水質を保全することができると思込まれるため、現行より厳しい上乗せ基準の設定は不要と判断いたしました。</p> <p>③なお、仮に排水基準を0.1mg/Lとした場合、今回の調査結果では新たに電気めっき業1事業場、その他の業種1事業場が排水基準を超過することとなります。</p>	飯島委員	水・大気環境課
2	資料 1-3(1頁)	<p>六価クロム化合物の排出が、全国は平成13年度から令和2年度にかけて減少傾向であるのに対し、福島県は「平成20年度から平成21年度</p>	<p>平成20年度から21年度にかけての急増は、それ以前に報告漏れがあったことによるものでした。（実質的な増加はなし。）</p>	沼田委員	水・大気環境課

No.	資料番号、頁	意見等	事務局回答	委員名	担当課室
		にかけて急激に増加し、それ以降はほぼ横ばい」であるのは問題と思われる。この背景および対策について回答頂きたい。	<p>なお、本県で排出割合が高いのは「パルプ・紙・紙加工品製造業」であります。平成21年度以降はほぼ横ばいで推移しています。</p> <p>また、本県の六価クロム化合物の総排出量も同様に平成21年度以降ほぼ横ばいで推移しています。</p> <p>これらのことから、改めての対策は不要と考えておりますが、工場・事業場における化学物質の使用量、排出量等については削減も含めて自主的な適正管理を引き続き指導、助言を行ってまいります。</p>		